

「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明申請書」の提出について

- ・申請書は、2部（正本・副本）とも署名・押印して提出してください。
- ・申請者（買取申出人）は、土地の所有者となります。
- ・公的な書類は、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
- ・申請書の提出時に、証明書1通につき手数料300円が必要となります。

提出書類一覧

No.	書 類	備 考	正本	副本
●必ず必要な書類				
1	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明申請書	※相続登記未了の場合は相続人の実印を押印	1 部	1 部
2	買取り申出地の登記事項全部証明書	法務局で交付	1 部	×
3	買取り申出地の公図(買取り申出地を着色)	法務局で交付	1 部	×
4	位置図[1/1500 程度](買取り申出地を着色)	任意の地図	1 部	×
5	生産緑地証明書	市役所 都市計画課で交付	1 部	×
●場合によって必要な書類				
6	申請者の現住所と上記 2 の登記上の住所が異なる場合			
	関連が確認できる書類 (住居表示変更証明・住民票・戸籍附表等)		1 部	×
7	買取り申出事由が主たる従事者の死亡で、その日付が上記 2 などの書類で確認できない場合			
	死亡年月日が確認できる書類 (住民票・除籍等)		1 部	×
8	相続登記が未了の場合			
	相続関係を 確認できる 書類	① 相続関係図☆ ② 遺産分割協議書(写) ③ 相続人全員の戸籍謄本※☆ ④ 相続人全員の印鑑証明 ⑤ 被相続人の除籍謄本・原戸籍謄本※☆ ⑥ 相続人の住民票 ※印分は、 受付時に写しの提出とあわせて原本の提示があれば、原本は確認後に返却します。 ☆印分は、 法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」に代えることができます。 注) 遺産分割協議を終えていない場合は、相続人全員の連名(実印押印)で申請することも可能です。その場合、②遺産分割協議書(写)は不要ですが、⑥の住民票は 相続人全員分が必要となります 左の①～⑥ 各 1 部 を 正本に添付		
※ その他、適用内容により、上記に記載のない書類が必要になる場合があります。				

左の①～⑥
各1部を
正本に添付

- ・証明申請書は、毎月10日が当月分の受付期限となっています。
（10日が土曜・日曜・閉庁日の場合は、その前の開庁日で当月の受付を終了します。）
- ・受付期限までの受付分については、当月下旬の農業委員会開催日の翌開庁日以降に、
証明書を交付（副本に公印を押印したものを証明書としてお渡し）します。
- ・申請者による証明書の受領時には、印鑑が必要です。代理人が受領する場合は、
申請者が押印（※申請書と同一の印）した委任状と代理人の印鑑が必要です。

問い合わせ先 伊丹市農業委員会事務局 Tel 072-784-8094 Fax 072-780-3532